

# 徳島県耐震改修促進計画（素案）概要

## 第1章 計画の概要

1. 基本理念
2. 計画の目的
3. 計画の位置づけ
4. 計画の対象期間

## 第2章 想定される地震の規模と被害

1. 想定される地震の規模
2. 想定される被害の状況

## 第3章 耐震化の状況と目標

1. 耐震化を取り巻く状況
2. 特定建築物の耐震化
3. 住宅の耐震化

## 第4章 耐震化・減災化を促進するための施策

1. 所有者、県市町村、関係団体の役割分担
2. 建築物に対する取組
3. 住宅に対する取組

## 第5章 地震に対するその他安全対策

1. 空き家対策の取組
2. 危険なブロック塀の改善
3. 地盤などの立地リスクの把握と周知
4. 地震保険への加入促進

## 第6章 その他

1. 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等
2. 建築基準法による勧告又は命令等

## ○基本理念

「助かる命を助ける」ことを最優先に「耐震化」と「減災化」を両輪に、南海トラフ巨大地震・中央構造線活断層地震など、大規模地震発生時の建物被害から一人でも多くの県民の命を守り、「死者ゼロ」を目指します。

## ○計画の対象期間

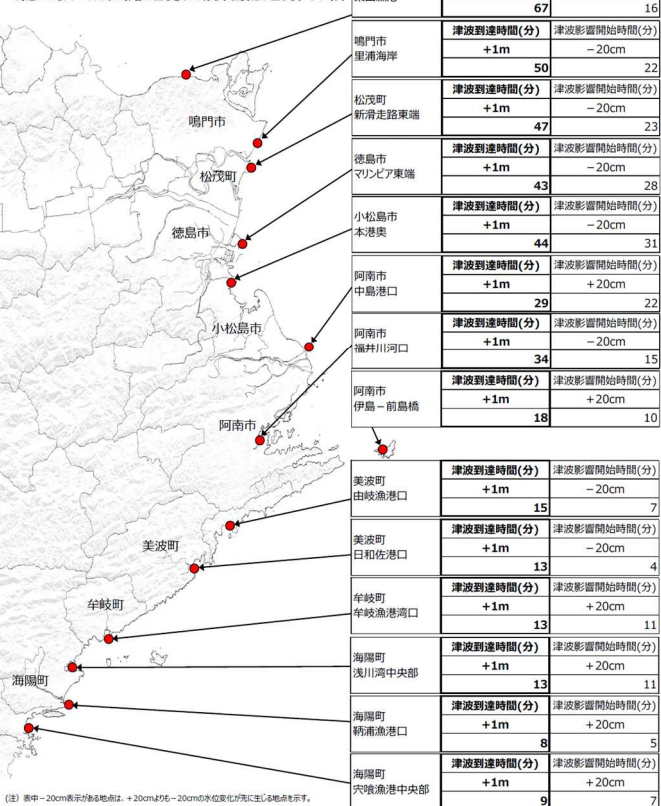
本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までとします。  
なお、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じた計画内容の検証や他の関連計画を踏まえた見直しを行います。

# 第2章 想定される地震の規模と被害

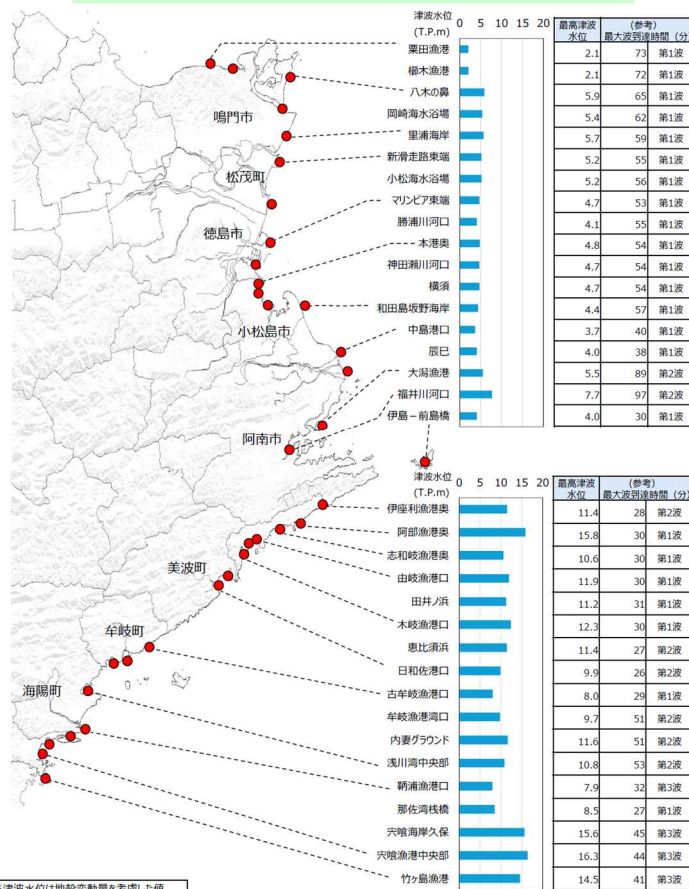
令和7年3月に内閣府が公表した「南海トラフ巨大地震被害想定」を踏まえ、最新の地形データなどを反映し、県ではより詳細な県独自の「津波浸水想定」を令和7年9月に公表

## 津波到達時間・津波影響開始時間

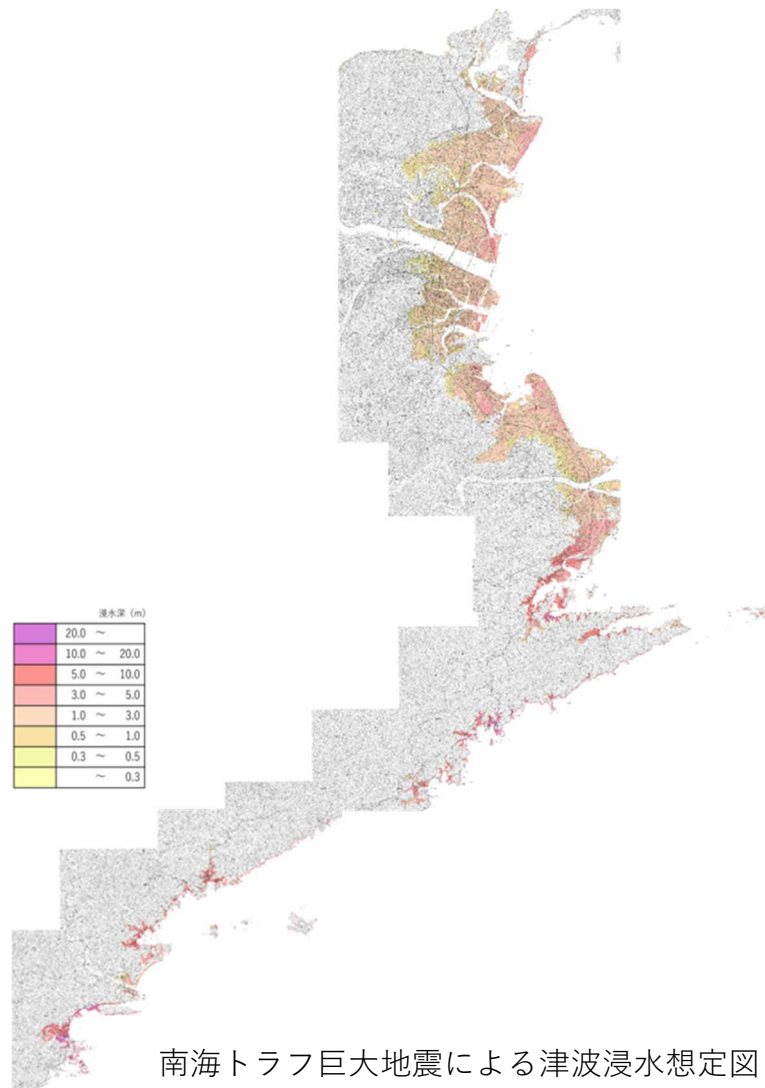
○津波到達時間(+1m)  
堤防より陸側において、標高の低いところでは津波により浸水被害が発生する恐れのある水位変化が生じるまでの時間  
○津波影響開始時間(±20cm)  
海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間



## 最高津波水位・最大波到達時間



※津波水位は地形変動量を考慮した値

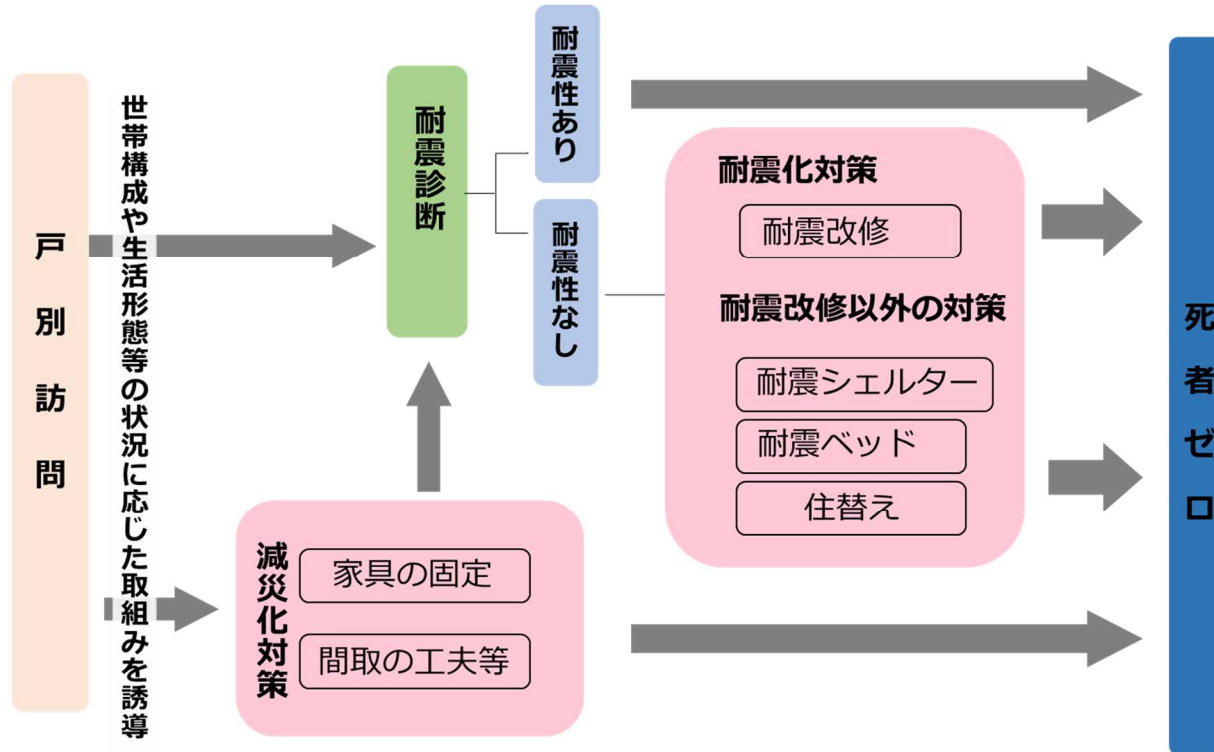


南海トラフ巨大地震による津波浸水想定図

# 第4章 耐震化・減災化を促進するための施策

## ○住宅に対する基本的な取組方針

- 住宅の耐震化・減災化の促進のためには、住宅の所有者等が、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠
- 県は、所有者等の経済的負担の軽減のための支援制度、耐震診断や耐震改修を行う技術者や事業者の人材育成、普及啓発、相談体制の整備などを行います。
- 住宅の所有者等に対しては、世帯構成や生活形態、現状の耐震性の状況等により必要となる対策も異なるため、個々の状況に応じた誘導を行います。



## 第4章 耐震化・減災化を促進するための施策

### ○命を守る取り組み

#### ア. 耐震診断の促進

命を守るためには、自らの住宅の耐震性について把握することが重要です。耐震診断では、建物が地震も揺れに対してどの程度耐震性を持っているか数値で示し、建物のどこに問題があり、補強が必要かどうか、耐震診断員が説明を行います。耐震性が低い場合は、個々の状況に応じた対策が必要です。

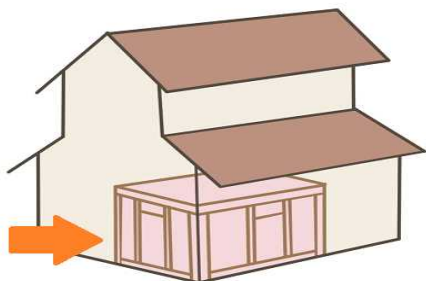
#### イ. 耐震改修の促進

耐震診断の結果、耐震性なしと診断された住宅で生活している人命や財産を、地震による住宅の倒壊の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが重要です。

## 第4章 耐震化・減災化を促進するための施策

### ウ. 圧死などから人命の安全を確保する 「耐震シェルター」や「耐震ベッド」の設置の促進

- ・地震による住宅の倒壊から最低限、人命の安全を確保するために「耐震シェルター」や「耐震ベッド」は有効です。
  - ・これらは住宅全体を補強する耐震改修よりも、比較的安価で、工事期間が短く設置が可能
- ⇒ 「今後長く住まない」という理由などから住宅の耐震化に躊躇する高齢者に対して設置を促進



## 第4章 耐震化・減災化を促進するための施策

### ○情報提供と普及啓発の強化

- ア. パンフレットやホームページでの周知活動
- イ. 戸別訪問による普及啓発
- ウ. あらゆる場面を通じた普及啓発
- エ. セミナーや講習会の実施

- ・住民の対応を待つだけでなく、特に耐震化が進んでいない地域や高齢者世帯に対して、市町村や関係団体と連携して、対象となる住宅を積極的に訪問し、行う**アウトリーチ型の啓発活動を実施**
- ・なぜ耐震化や減災化が必要なのか、具体的な行動に移すための手順として耐震診断や耐震改修などの流れ、お住まいの市町村が実施している支援制度や申請手続きなどの説明を行います。

## 第4章 耐震化・減災化を促進するための施策

### ○人材育成の推進

- ・耐震診断や耐震改修などが適切に行われるためには、技術者・事業者が耐震診断や耐震改修などについて必要な知識、技術等の習得に努めることが必要

「徳島県木造住宅耐震診断員」

「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」を登録しホームページで公開

- ・「耐震改修施工者の技術力向上」と「レベルの高い耐震改修施工者を見える化」するため、耐震改修施工者向けのスキルアップ講習会を実施し、よりスキルの高い者を「耐震改修施工エキスパート」として認定します

## 第4章 耐震化・減災化を促進するための施策

### ○相談体制の強化

住宅の所有者等が安心して耐震化や減災化を実施できる環境整備が重要です。県では、県民からの様々な相談を受け付ける「耐震相談総合窓口」を県住宅課に設置し、耐震診断や耐震改修などの相談、支援制度の情報提供などをより一層細やかに行います。また、県内全市町村の担当課においても、職員は研修等により知識の習得に努め、県と連携しながら相談及び制度の情報提供に努めます。さらに、建築関係団体と連携して、住民からの相談はもとより事業者からの技術的な相談にも対応するための相談窓口を設置、またあらゆる相談に対応するため適切な相談窓口を案内します。

名称	受付時間・連絡先	相談内容
耐震相談総合窓口 (徳島県住宅課)	8:30~17:15 Tel: 088-621-2598 ※土、日、休日を除く	住宅の耐震化の補助事業などの支援制度に関すること 住宅の耐震診断や耐震改修に関する専門的な相談
各市町村担当課	各市町村の連絡先 	住宅の耐震化の補助事業などの支援制度に関する相談や申込み 耐震リフォーム減税に係る証明書発行のお申込み
(公社) 徳島県建築士会	10:00~16:00(4~5月) 13:00~16:00(6~3月) Tel: 088-653-7570 ※土、日、休日を除く	木造住宅の耐震診断や耐震改修に関する専門的な相談
(一社) 徳島県建築士事務所協会	第2第4水曜日 13:00~17:00 Tel: 088-652-5862	木造以外の構造の住宅の耐震診断や耐震改修に関する専門的な相談
住まいるダイヤル (公財) 住宅リフォーム紛争処理支援センター	10:00~17:00 Tel: 0570-016-100 ※土、日、休日を除く	住宅の取得やリフォームに関してトラブルや不安を抱える消費者等から、技術的問題から法律的問題まで幅広い相談を受け付ける

# 第5章 地震に対するその他安全対策

## ○地盤などの立地リスクの把握と周知

住民が地震対策を行うにあたり、自宅の立地リスクを把握しておく必要があります。県地震の震度分布、浸水想定、液状化危険度分布図や避難場所などの様々な情報をまとめた「防災・減災マップ」を公開し、情報提供に努めます。

防災・減災マップ 徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課

徳島県ホームページへ 徳島県総合地図提供システム

レイヤー切替 地名検索 エリア選択 印刷 作図 リンク 計測 出力 凡例 現在地 ヘルプ

防災・減災マップ

- 浸水想定
- 津波浸水想定
- 徳島県標高調査マップ
- 標高調査マップ
- 緊急避難場所
  - 洪水
  - 土砂
  - 高潮
  - 津波
  - 火事
  - 内水
  - 地震
- 避難所
  - 避難所
- 福祉避難所
  - 福祉避難所
- 震度分布
  - 震度分布図(南海ト)

徳島市

徳島県庁舎  
住所: 徳島市万代町1丁目1番地  
分類: 指定緊急避難場所 (法指定)  
災害種別: 津波

透透度: 2画面表示

防災・減災マップのご利用上の注意

Copyright © 2013 徳島県総合地図提供システム All Rights Reserved.

Powered by Joruri Maps